



中途採用等支援助成金 (中途採用拡大コース)

中途採用者の雇用管理制度を整備し、中途採用の拡大を図った事業主に対して助成されます。

受給できる事業主 ※下記以外にも、雇用関係助成金共通の要件などいくつかの受給要件があります。

次のいずれにも該当する雇用保険の適用事業所の事業主

- 対象労働者が、次のいずれにも該当すること
 - ①中途採用により雇入れられた方であること
 - ②雇用保険の一般被保険者または高年齢被保険者として雇入れられた方であること
 - ③期間の定めのない労働者（パートタイム労働者を除く）として雇入れられた方であること
 - ④雇入れ日の前日から起算してその日以前1年間において、雇用関係、出向、派遣または請負により申請事業主の事業所において就労したことがない方
 - ⑤雇入れ日の前日から起算してその日以前1年間において、申請事業主との関係が資本的・経済的・組織的関連性等からみて独立性を認められない事業主に雇用されていた方でないこと
- 次の要件を満たす中途採用計画を策定し、管轄の労働局に届け出ること
 - ①中途採用者の雇用管理制度（募集・採用を除く、労働時間・休日、雇用契約期間、評価・処遇制度、福利厚生など）の整備
 - ②中途採用の拡大に取り組む期間（中途採用計画期間）内の中途採用の拡大
- 中途採用計画期間に、次のいずれかの中途採用の拡大を図ること
 - ①中途採用計画期間より前の中途採用率が60%未満の事業所が、中途採用計画期間内に対象労働者を2人以上雇い入れ、中途採用率を中途採用計画期間前と比較して20ポイント以上向上させること
 - ②中途採用計画期間より前に45歳以上の方を中途採用したことがない事業所が、中途採用計画期間内に45歳以上の方を初めて中途採用したこと

受給内容

1. 中途採用率拡大助成

中途採用率の向上	1事業所あたり 50万円 または 70万円 ※1
45歳以上の方の初採用	1事業所あたり 60万円 または 70万円 ※2

※1：上記の＜受給できる事業主＞3. ①の措置を講じ、計画期間中の中途採用率から算定期間の中途採用率を減じた値を40ポイント以上とした場合、支給額70万円。また、計画期間の初日以前に、申請事業所において1. ①～③に該当する中途採用者を雇い入れたことがない場合は、上記の額に10万円を上乗せ

※2：支給申請日において継続して雇用されている支給対象者の中に、雇入れ時の年齢が60歳以上であって、かつ雇入れ日から6カ月以上経過している方がいる場合に、70万円を支給

2. 生産性向上助成

※中途採用拡大助成の支給を受けた事業主が以下の要件を満たした場合に受給することができる＜受給できる事業主＞の2. で作成した中途採用計画の計画期間初日が属する会計年度の前年度とその3年度後の生産性を比較し、3年度後の生産性が6%以上向上していること

中途採用率の向上	1事業所あたり 25万円
45歳以上の方の初採用	1事業所あたり 30万円

取り扱い機関

労働局、公共職業安定所